

別表 工事請負契約標準指名基準（第13条関係）

指名基準の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	<p>以下の事項に該当する場合は競争参加資格を有すると認めないこと。</p> <p>(1) 西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中であること。</p> <p>(2) 支社及び事務所（以下「支社等」という。）の発注工事等に係る請負契約に関し、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。</p> <p>① 工事等の請負契約書に基づく工事等の関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。</p> <p>② 一括下請、下請代金の支払遅延、使用資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。</p> <p>(3) 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続していること。</p>
2 審査基準日以降における経営状況	<p>会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は競争参加資格を有すると認めないこと。</p> <p>なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに競争から除外しないこと。</p>
3 審査基準日以降における履行成績	<p>(1) 工事等成績評定要領に定める工事等の成績（以下「工事成績」という。）の平均が過去2年連続して 65 点未満である場合は競争参加資格を有すると認めないこと。</p> <p>(2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 工事成績の平均が過去2年連続して 90 点以上であること、表彰状又は感謝状を受けていること等工事等の成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
4 当該工事等に対する地理的条件	<p>本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事実績等からみて、当該地域における工事等の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事等を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
5 手持ち工事等の状況	<p>当該地域における工事等の手持ち状況からみて当該工事等を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案すること。</p>
6 当該工事等における技術的適性	<p>以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(1) 当該工事等と同種工事について相当の施工実績があること。</p> <p>(2) 当該工事等の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。</p> <p>(3) 地形、地質等自然的条件、周辺環境条件等当該工事等の作業条件と同等と認められる条件下での施工実績があること。</p> <p>(4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事等を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。</p>
7 審査基準日以降における安全管理の状況	<p>(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は競争参加資格を有すると認めないこと。</p> <p>(2) 支社等の発注工事等について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは競争参加資格を有すると認めないこと。</p> <p>(3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(4) 支社等の発注工事等について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>
8 審査基準日以降における労働福祉の状況	<p>(1) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が支社等の長に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは競争参加資格を有すると認めないこと。</p> <p>(2) 支社等の発注工事等について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。</p> <p>(3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重すること。</p>

（注）審査基準日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、審査基準日以前の状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。